

第 3 4 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市農業委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和元年 5月13日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

中川区富永に設置の「営農型太陽光パネル」発電所に係る農地法上の許可証を求めます。

平成27年中の上記対応のもので。

2 同年 5月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、「農地法第 4条第 1項の規定による許可証」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 6月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、個人の氏名・住所・年齢・職業、私印の印影、資金調達についての計画、土地の所在の地番及び収穫高については個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、土地の登記事項証明書（以下「登記証明書」という。）及び電気事業法に基づく現地表示の記載情報を非開示としたことが不当であると主張するが、これらの情報について、常に公開されなければならない情報であるとする根拠は何ら存在しない。

(2) 登記証明書は何人も取得することが可能であり、当該証明書に記載されている土地の所有者の氏名及び住所は何人も知り得るものである。

しかしながら、本件行政文書は、農地転用の許可を求めて農業委員会に提出されるものであり、その申請者は農地転用に係る土地所有者に限定されず、必ずしも登記証明書に記載された土地所有者と一致するものではない。

(3) 審査請求人は「電気事業法に基づく現地表示」と主張しているが、正しくは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第 108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）及び同法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）に基づく標識であると思料する。

当該標識によって掲出される氏名及び住所は、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 5条第 1項第 5号の「再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項」に該当するものと思料するが、当該事業を行おうとする者は、農地転用に係る土地の所有者に限定されるものではない。

(4) 農地法（昭和27年法律第 229号）第 4条第 1項の規定による農地転用許可の申請（以下「農地転用許可申請」という。）があった場合、その許可にあたっては、当該申請に係る転用事業が確実に実施されるかを確認するため、その関連法令に基づく許可等の見込みについては調査するが、その他の法令に基づく掲出等についてまで把握する必要はない。

また、本件行政文書に記載された内容が、その他の法令に基づく掲出等によって公になっていることをすべて調査・確認することは、実務上困難である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

請求に係る処分のうち、本件行政文書の申請者（以下「本件申請者」という。）の氏名と住所を非開示から開示への決定変更を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例等の個人情報・プライバシー保護に対し、拡大適用で、不当な処分・決定である。
- (2) 不動産登記（法務省）と電気事業法（経済産業省）による現地表示で、農地転用許可申請の申請者の住所と氏名は何人にも知り得る形となっている。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に記載されている本件申請者の氏名及び住所（以下「本件情報」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 農地法第 4 条第 1 項は、農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないと規定している。また、同条第 2 項は、当該許可を受けようとする者は、市町村の農業委員会を經由して、申請書を都道府県知事等に提出しなければならないと規定している。

(2) 本件行政文書は、上記(1)の規定に基づき、本件申請者が、農地を転用しようとする際に、実施機関あてに提出した農地転用許可申請の申請書に対する許可証であり、当該許可証には、当該許可にあたって提出された申請書が添付されている。

当該許可証には、本件情報及び農地を転用するにあたっての条件、注意事項等が記載されている。

また、当該申請書には、本件情報及び申請者の職業、年齢並びに当該許可を受けようとする土地の所在地、転用計画等が記載されている。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、特定の個人を識別することができるものと認められるほか、個人が私生活を営む場所に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) なお、審査請求人は、上記第 4 2(2) のとおり、本件情報は不動産登記等により公知であると主張するが、実施機関が、上記第 3 2で主張するとおり、不動産登記等で明らかになる土地所有者以外の者でも、正当な権利者であれば農地転用許可申請が行えることから、不動産登記等と本件情報との間に直接的な関係があるとは限らず、本件情報が公知であるとまでは認められない。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性は上記 4において述べたとおりであるから当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年11月25日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
令和 2年 2月26日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 3年10月22日 (第27回第 3小委員会)	調査審議
11月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人